

令和 2 年 7 月 3 日現在

機関番号：34504

研究種目：基盤研究(C) (一般)

研究期間：2016～2019

課題番号：16K03541

研究課題名(和文) アセアンの文化変容-グローバルな規範の競合、協調、共感の考察

研究課題名(英文) ASEAN's Acculturation: Normative Contestation, Cooperation and Empathy in Human Rights Dimension

研究代表者

重政 公一 (SHIGEMASA, kimikazu)

関西学院大学・国際学部・教授

研究者番号：20362600

交付決定額(研究期間全体)：(直接経費) 2,300,000円

研究成果の概要(和文)：国際関係理論や隣接する学問分野に依拠した理論的考察、フィールドワークを通じた実地研究によりASEANで行われている人権がいかにかに脆く、また不十分であるのか、加盟国内の問題に内政不干渉を超える現実的な対応について考察を行った。ASEAN加盟国全てを対象にすることが時間的に不可能であるので、本研究ではミャンマーを中心に行った。この研究は日本国際政治学会誌に掲載された。さらに国際会議での発表、国内では社会人対象のセミナーを通じて研究成果を公表した。

研究成果の学術的意義や社会的意義

本研究はグローバルな難民問題が地域レベルでの政治的な制約を受けながらどのようなベストプラクティスで難民保護の視点から人権協力、人権保護がなされているのかを難民受け入れや避難民対応が十分に整備されていない地域で分析した数少ない論考である。とりわけ内政不干渉を重要な国際関係の規範とする地域で、国際社会の保護する責任というもう一つの規範がどのように適用されるのかを政府間、非政府間組織の活動を丹念にフォローしたものである。

研究成果は人道的危機問題となったロヒンギャに関する国際会議でASEANの限界といくつかの加盟国との連携の重要性を指摘し、国内では社会人向けセミナーでこの問題と現状分析などを公表した。

研究成果の概要(英文)：This study comprises two main elements: theoretical analysis and fieldwork in the realm of human rights cooperation and protection in ASEAN. I drew on international relations theory, sociological insights and international law to grasp the evolution of ASEAN's human rights cooperation to seek the theoretical dimension of this study. Empirical analysis on this study is done mainly through book reviews and interviews with human rights NGOs dedicated to human rights betterment in Myanmar. Given time and financial limitations, this study focused on Myanmar's ethnic minority group named Rohingya. I have published one article with an official journal of the Japan Association of International Relations and presented my work on this subject both at international and domestic meetings.

研究分野：国際関係論

キーワード：ASEAN AICHR 市民社会 国際関係理論 難民 ロヒンギャ 保護する責任

1. 研究開始当初の背景

今日のASEANの重要な規範文書は2007年のASEAN憲章であり、この憲章を策定する過程で人権の取扱いを巡って最も議論が分かれた。同憲章14条<ASEAN人権機構>はいわば難産の産物であり、ここからASEAN政府間人権委員会(AICHR)が創設された。研究代表者はASEAN憲章策定、AICHR創設の過程について政府、非政府間アクターの相互作用を中心に分析してきた。これらのアクターはマルチトラックネットワークであり、トラック1「政府間の公式の交渉チャンネル」、トラック2「非政府間交流主義」、いわゆるシンクタンクなど民間の知的リーダーを主要なアクターとするもの、トラック3「市民社会間対話主義」-民主主義推進や人権規範促進などの領域でASEANの中心から疎外されてきたアクターによる対話やアドボカシーという性格を持つ。ASEANが長年関心を示してこなかった人権分野はこうした非国家的アクターが中心となり、ASEANに影響を及ぼしてきた。これまでにAICHRの最大の成果である2012年のASEAN人権宣言策定過程とその問題点、さらに域内の難民保護というASEANにとっての難題について研究してきた。本研究ではASEANにおける難民、国内避難民、越境単純労働者など、ASEAN共同体の中で脆弱な立場にある人々に焦点を当てた研究が少ないことから、域内で2010年代から喫緊の課題となっているミャンマーのロヒンギャを主な事例に据えた。

今日のASEANにおいて人権や民主主義はASEAN加盟国ではもはやタブー視されていないが、こうした新しい規範や価値はASEAN加盟国間で受容度の違いや現実からの乖離が生じている。

ASEAN憲章や共同体ブループリント(Roadmap for an ASEAN Community 2009-2015 や ASEAN2025: Forging Ahead Together)をみても、こうした脆弱な人々(とりわけ難民)に対する配慮が欠けており、政府間機構としてのASEANと市民とのASEANとでは大きな乖離がある。人権に配慮したASEAN共同体は現時点で構築するには困難であるが、人道的危機が生じてそれがASEAN全体の利益に影響を及ぼす場合にはASEANはよりレベルの高い協議が可能になる、まさにミャンマーのこのロヒンギャ問題はこうした国内問題が地域全体へと波及し、グローバルな国際規範(保護する責任、難民保護)が地域の文脈でASEANの政治にどのような規範的影響を及ぼしているのか。またこの影響があるならば、これをどのように分析するべきであるのか。こうした観点から本研究は理論的視座も射程に入れつつ、実証的なエビデンス(特に難民に関する事柄は事実関係が複雑なために)に立脚した研究を行うこととした。

難民保護、避難民保護は政府間機構としてのASEANには適切に対応できない分野ではあるが、一方で非国家的アクターはASEANの国家主権尊重、内政不干涉原則、コンセンサスによる意思決定といった制約は受けることはない。こうした中でグローバルイシューである難民などの諸問題が政治体制の異なる国家からなる共同体の中で地域の慣行や環境とどのような関係にあるのかを、グローバルとリージョナルの衝突、対話、融和の視点から「グローバル」な位相として考察を始めた。

2. 研究の目的

なぜASEANは古い政府間機構、国家主権尊重、内政不干涉原則、コンセンサスによる意思決定という規範や信条体系を持ちながら、新しいアジェンダ(民主主義推進、人権規範促進・擁護、人間の安全保障)を追求しているのか。特に人権分野ではこのギャップが顕著である。ASEANに関する上記の3つのトラックは難民保護におけるこのギャップをどのように克服しようとしているのか。本研究はASEAN内の二層化された加盟国、とりわけミャンマーといった後発国を中心に、各トラックがどのような働きかけを行い、それぞれのトラック間の相互作用を分析することでこのギャップがどのように埋まり、政府機関としてのASEANと市民としてのASEANとの相克を浮き彫りにしようとしたものである。そして難民イシューにおけるグローバル・ガバナンスの多主体による重層化に繋がる研究に寄与した。特に東南アジア、ASEANにおいては難民条約、難民議定書に調印、批准している国はフィリピンとカンボジアだけであり、いわば難民保護の「空白化」した地域でどのような規範の受容が見て取れるのかを分析することは、難民を始めとする脆弱な人々の保護にむけたASEANに今後積み残された課題でもある。

理論的には国際関係論のコンストラクティビストアプローチ、社会学的制度主義を調査しつつ、グローバルな規範の経路依存性とそこに関わるアクター間の行為の「競合」、「協調」、「共感」の3つの視点から行為の体系化を試みた。またできるだけ現地訪問を行い、研究図書資料で明らかにできなかった範囲を当事者への聞き取り調査を敢行することで現実の政治を忠実にフォローした。こうした調査には、ASEAN憲章の第14条やASEAN人権宣言作成に関わった当時のASEAN事務総長やASEAN事務局の担当者、本研究期間内でインドネシアの役割が重要であるのでインドネシア外務省での担当者、元外務大臣などが含まれる。非国家的アクターの集約的な組織は年次開催のASEAN市民社会会議を中心にして、そこでの聞き取り調査や非国家的アクターが主催する会議やワークショップに参加し、意見交換やプレゼンテーションを行うことで研究へのフィードバックを得ながら調査を勧めて行った。ミャンマーラカイン州は依然、外部からの訪問者を受け入れていないため調査はできなかった。

3. 研究の方法

本研究は ASEAN の後発国を中心に人権、民主化規範の伝播、促進を政府間、非国家的アクターの間の関係を考察しながら、以下の3点を主に研究を進めていった。

(1) 国際関係理論におけるコンストラクティビストアプローチの再検討：ASEAN の文脈でこの視点を用いて規範の伝播や拡散などが説明されるが、これの批判的検討を行った。この視点ではアクター間で重要な規範が間主観的に理解され共有されることが当然視されている。しかし、ASEAN の人権分野では既存の枠組みでは後発国の「合意しないことに合意する」アプローチは説明できない。これは人権協力では民主化と非民主化の度合いが加盟国間で大きく、間主観的理解から生じるはずの共同体規範の合意がみられてそれに合致した行動がとられるはずであるが、本研究の内容では逸脱した行為（少数民族の迫害や虐待）が生じた。ミャンマーに対してはどのようなアプローチで分析すべきかを社会学的な文化変容の視点を導入して規範の統合、分離、同化、拒絶から ASEAN 加盟国としての政府間組織、非国家的アクターの働きかけ（規範をいかに適用するか）を差別化して分析を行った。

(2) トラック1、トラック2、トラック3からなる3つのアクター間の役割を規範の受容、伝播の視点から実証的分析を行った。ASEAN 事務局での研究期間内での複数回の聞き取り調査、ASEAN 政府間人権委員会各国代表（現役、前職双方）への聞き取り調査も研究期間内に年次を超えて、質問の内容を同一のものと変えたものを用意して「オーラル・ヒストリー」化して ASEAN の人権協力とミャンマーのロヒンギャについてナラティブを作成した。さらに国連難民高等弁務官事務所バンコクオフィスでの東南アジアにおける「混在移動」(難民も含めたイレギュラーな人の移動)についてのレクチャーを受け、また最新の資料の提供を受けた。非国家的アクターに関しては、市民としての ASEAN を実現させようとして人権、民主化、安全な地域秩序の形成に市民の視点からアドボカシーを行っている市民社会組織が集まる ASEAN 市民社会会議の年次大会に可能な限り参加して、そこでのワークショップ参加と討論を通じて本研究の問題への認識とアドボカシーの展開を把握して行った。併せて、ロヒンギャ難民が ASEAN 加盟国内で最も多く暮らすマレーシアのクアラルンプール近郊のロヒンギャキャンプを2箇所、複数回訪問し、ロヒンギャの人たち（男性女性双方、約40名）に聞き取り調査を行い、難民となった経緯、現地での定着の問題、現在のミャンマーについてどのように思うかなどインタビュー調査も行った。

(3) 「グロージョナル」という造語に具体性を持たせ、規範の相克（グローバルな規範と地域の規範）の分析を行う上で、ASEAN のこれまでの人権分野での実績を ASEAN 人権宣言として捉え、この文書の内容精査と、国際連合のミレニアムサミット成果文書の中に含まれている「保護する責任」規範との関係性をミャンマーロヒンギャ問題で検証を行った。ASEAN 政府レベルではこのグローバルな規範自体を合意しているが、その適用については加盟国で意見が異なる。特に第3の柱である国連による介入を含む行為については ASEAN 加盟国は内政干渉原則を強く支持するため否定的である。前述の文化変容の視点から、保護する責任と ASEAN 文書（ASEAN 憲章、ASEAN 人権宣言、東南アジアにおける保護する責任の）との間に規範の統合、分離、同化、拒絶という視点からこの問題に深く関与するミャンマー、インドネシア、マレーシアが政府レベルでこれら2つの規範をどのように外交実践に反映させているのか比較検討を行った。さらに、域内の非国家的アクターがこれら2つの規範をどのようにアドボカシーに活用しているのかについて、聞き取り調査と域内外の研究機関（マレーシア国際問題研究所、インドネシア戦略国際問題研究所、オーストラリアクイーンズランド大学）の研究者との対話から、トラック2レベルでの規範の伝播の重要性とトラック3 レベルでの理解のギャップを調査できた。

4. 研究成果

現在でこそ、日本国内でも難民問題、特にミャンマーのロヒンギャがメディアなどでも取り上げられる機会が増えたが、本研究はこの問題の史的発展、ミャンマー国内における難問、ASEAN 地域の抱える課題、そしてグローバルな視点を巨視的に捉えた点に特徴がある。保護する責任はよく知られる国際規範ではあるが、地域的な適用とその問題点については東南アジア（ASEAN 域内）で論じられた考察はほとんどなく、本研究によって同規範の受容の度合いの違いが浮き彫りにできた。この規範を推進するアクターの考察によって、地域特性と普遍的価値との相克を明るみにできたと考える。ロヒンギャ問題は解決の方策が見えないなかで、保護する責任が実際に適用される段階になれば、本研究で論じた内容が一層具体性をもつことになろう。さらに座学だけではなく、実際に難民ベースに赴き、インタビューを通じて難民・避難民の現実を知る機会となった。訪問先は以下の通りである。

難民ベース調査

1 Burmese Rohingya Association of Japan (群馬県館林市) : アウン・ティン氏 2007年12月16日

2 ロヒンギャ難民実地調査 (マレーシアクアラルンプール) : Rainbow Love of Informal School,

Madrassa Tasek Permai Mosque 2008年3月4日~3月10日

東南アジアでクラスロヒンギャをめぐる人権保護は今後も大きな課題として、地域社会だけではなく国際問題として存在し続ける。そのなかでミャンマー一国を超えて、地域の視点でグローバルな国際規範を捉え、それをローカル社会に転用していく「グロージョナル」な視点は今後も必要となる。

5. 主な発表論文等

〔雑誌論文〕 計1件（うち査読付論文 1件/うち国際共著 0件/うちオープンアクセス 1件）

1. 著者名 重政 公一	4. 巻 190
2. 論文標題 ミャンマーのロヒンギャ問題とASEAN - 内政不干渉と保護する責任の間で -	5. 発行年 2018年
3. 雑誌名 国際政治	6. 最初と最後の頁 81,96
掲載論文のDOI（デジタルオブジェクト識別子） https://doi.org/10.11375/kokusaiseiji.190_81	査読の有無 有
オープンアクセス オープンアクセスとしている（また、その予定である）	国際共著 -

〔学会発表〕 計2件（うち招待講演 1件/うち国際学会 1件）

1. 発表者名 Kimikazu Shigemasa
2. 発表標題 Myanmar's Rohingya Problems and ASEAN
3. 学会等名 Asia Centre, The Rohingya Crisis:Multidimensional Tragedy（国際学会）
4. 発表年 2018年

1. 発表者名 重政 公一
2. 発表標題 ミャンマーのロヒンギャ問題－難民、国内避難民、ポート・ピープルとディアスポラ
3. 学会等名 関西学院大学2018年春季上ヶ原セミナー（招待講演）
4. 発表年 2018年

〔図書〕 計0件

〔産業財産権〕

〔その他〕

6. 研究組織

氏名 （ローマ字氏名） （研究者番号）	所属研究機関・部局・職 （機関番号）	備考
---------------------------	-----------------------	----